

倉敷市人権啓発活動事業費補助金募集要領

令和7年度倉敷市人権啓発活動事業費補助金の対象事業を次のとおり募集します。

1 目的

NPO法人又は市民団体（以下「NPO法人等」という。）が、自らの持つ人材や知識、技術、ネットワークなどの資源を活用して、市民の人権意識の高揚を図るために企画し、実施する事業に要する経費を対象として、予算の範囲内において補助金を交付し、人権尊重社会の実現に寄与することを目的とします。

2 補助金の種類

補助Ⅰ型：啓発実績を求めるもの

補助Ⅱ型：啓発実績を問わないもの

3 補助対象団体

岡山県内に事業所等を有するNPO法人等であって、補助Ⅰ型については次のすべての要件を、補助Ⅱ型については第1号及び第2号の要件を満たす団体とします。

- (1) 自発的かつ自立的に営利を目的としない公益的な活動を行うことを目的とした団体であること。
- (2) 組織・運営体制（規約、代表者、連絡先等）が明確であること。
- (3) 人権意識の高揚を目的に、広く人権問題に取り組んでいること。
- (4) 補助金の交付を申請しようとする年度の前年度を含めた過去5年以内に岡山県内で2年以上にわたり人権啓発に関する活動実績があること、又は申請年度の前年度から起算して過去5年以内に2回以上この要綱に規定する補助金の交付を受け、事業を実施した実績があること。

4 補助対象事業

次のすべてを満たしているものとします。

- (1) 人権意識の高揚を図るための事業（講演会及び啓発イベント等）で、啓発効果の高いものであること。
- (2) 倉敷市内で開催される事業で、広く市民の参加を募って開催されるものであること。
- (3) 補助対象となる事業について、倉敷市又は国、県及び他の地方公共団体等から補助又は委託を受けていないこと。
- (4) 特定の団体又は個人を誹謗中傷する内容でないこと。

5 補助金額等

- (1) 補助対象経費

事業を行うために直接必要な経費（講師謝金、旅費、資料作成費、会場借上げ料等）から補助事業に係る収入（寄付金等）を控除した額であって、市長が必要かつ適当と認めたもの。

(2) 交付額

補助対象経費と補助限度額（別表）を比較して少ない方の額（千円未満の端数は切り捨て）。

(3) 補助対象外経費

- ア 家賃（敷金・礼金等を含む。）
- イ 土地の取得・補償に関する経費
- ウ 団体の経常的な運営に関する経費（事務所の光熱水費・備品費等）
- エ 団体の基盤強化のための経費
- オ 事業の実施のための調整に係る経費（事前調査・打ち合わせ・交渉等）
- カ スタッフ・参加者への飲食代（事業目的を達成するために必要な費用は対象経費として認められる場合がある。）
- キ 商品券等金券の購入代金
- ク 記念品等の購入経費（イベント参加者へのプレゼント・賞品・景品等）
- ケ 領収書のないものや明細が確認出来ない経費
- コ 事業に係る団体構成員の人件費（受取人が団体構成員となる謝礼や人件費等）
- サ その他、補助事業に直接関係しない経費
- シ 市長が社会通念上適切でないとして認めた経費

(4) 同一年度内において、団体が受けることができる補助金の種類は、補助Ⅰ型、補助Ⅱ型のどちらかのみとします。

6 補助対象事業の実施期間

令和7年5月1日（木）から令和8年3月20日（金・祝）までとします。

7 プレゼンテーション及び審査

応募団体による事業内容のプレゼンテーション（随時実施）に基づき、実行性、妥当性、事業効率性などについて総合的に審査し、補助の対象とする事業を予算の範囲内で選定します。

8 申請方法等

(1) 提出書類 次に掲げる書類（原則としてA4サイズ）を各1部提出してください。

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助事業実施計画書（様式第2号）
- ③ 補助事業収支予算書（様式第3号）
- ④ 団体概要書（様式第4号）

- ⑤ 活動実績書 (様式第5号)
- ⑥ 債権者登録をしていない団体にあつては、債権者登録申請書
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

(2) 提出先 倉敷市人権推進室 (倉敷市西中新田640番地)
関係書類を直接持参してください。

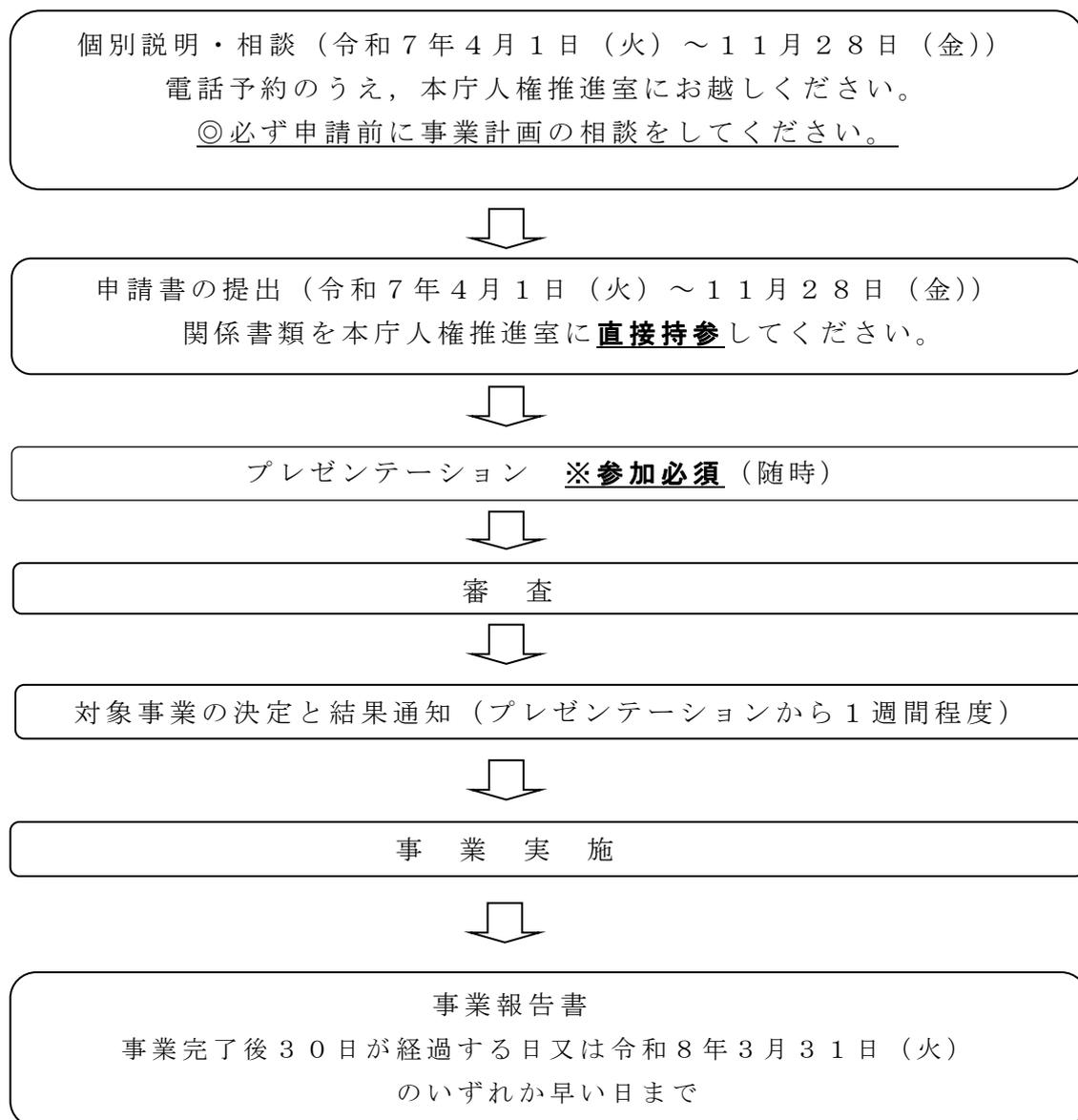
(受付: 8時30分~17時15分)

(3) 申請期間 令和7年4月1日(火)~11月28日(金)
(土、日、祝日を除く。)

(4) 書類様式 下記ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kurashi/jinken/1011741/1003205/1003214.html>

9 事業の流れ



10 問合せ先

倉敷市人権推進室

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

TEL : 086-426-3255

FAX : 086-426-0990

Eメール : adcrm@city.kurashiki.okayama.jp